

◆ 贈与税の申告なしでも贈与と認定

Q : 親が子供に対して交付した借入金の返済資金が、立替金か贈与かで争われていたようですが、どのような結果になりましたか？

A : 事実認定により、贈与があったものとして認定されました。

【解説】

この裁判は、被相続人が生前に子供に対して交付した借入金の返済資金が立替金であるか、贈与されたものであるかを巡って争われたものですが、判決では、子の借入金の返済資金として贈与されたものと認めるのが自然かつ相当であるとして、納税者の主張の一部を認めました。

この事件は、会社の取締役を務めていた子供が、会社から借入をして株取引をしていたものの、金融機関の審査が厳しくなり、会社の信用が低下してきたこともあり、その会社を統括する親が、その信頼を回復させるため、子の借入資金を負担したというもので、国は、金員の交付は親の判断で行われたもので、贈与の合意によってされたものではない、贈与税や納税資金も考慮されず、贈与税の申告もされていないことなどから贈与ではなく立替金であると主張しましたが、判決では、子供が株取引で借金した責任の一端が親にもあったと認められること、金員の返還を子に請求していないこと、請求しても子に返済資力がなかったことなどから贈与であるとして認定しました。また、贈与税の申告がないからといって贈与がなかったとするのは相当ではないともしています。

